

今人給事員七拾多員
內 詳
一金貳拾圓也
支出金總額
會 議
者 記

內評
一金四拾五圓也
一金六拾圓也
一金合五圓也

ハ其ノ創立総會ヲ開キ定款ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

○第十條の三 同業組合及同業組合易賈會は前
條の検査員の服務に関する規程を定め農商務
大臣の認可を受くべし

右之通り候也	以上	一金貳圓五拾參錢	一金貳圓五拾參錢	一金貳圓五拾參錢	一金貳圓五拾參錢
大正五年下納部賦課法標準表					
		文 印 刷 費	文 印 刷 費	文 印 刷 費	文 印 刷 費

一金參圓六拾壹錢 文具費
右之通り豫算議定候也
○重要物產同業組合法改正 豫て附わりし同
法の改正案は彌よ本年の議會に上り既に兩院之
も通過し不日効令を以て實行期日を發表せらる

第七條 同業組合及同業組合聯合會ノ定款ノ構
更ハ各其ノ定款ノ規定ニ從ヒ之ヲ議定シ農商
務大臣ノ認可ヲ受クヘレ

支那業組合又は同業組合聯合會の申請あるとき又は必要と認むるときは其の役員又は検査員の選任又は解任を爲すことを得前項の規定に依り選任せられたる役員の解任は農商務大臣之裁可を受くべし
重要輸出品の種類は農商務大臣之を指定す

計	一	二	三	四	五	六
大正四年度總打部決算報告	六戶	七戶	十六戶	卅四戶	廿一戶	八四戶
	二〇〇〇	一、六〇〇	一一、二〇〇	一、二〇〇	八〇〇	五〇〇
	二〇〇〇	一一、二〇〇	一九、二〇〇	一一、二〇〇	一〇、五〇〇	八一、七三〇
	二〇〇〇	一一、二〇〇	二七、一〇〇	一一、二〇〇	一〇、五〇〇	八一、七三〇

の如し（○印は改正條項にして印なきは舊條項
なり）

一評議員若干名
前項ノ役員ノ外定款ノ規定ニ依リ他ノ役員ヲ
置クコトヲ得
役員ハ同業組合ニ於テハ組合員中ヨリ同業組
合聯合會ニ於テハ聯合會ヲ組織スル同業組合
員中ヨリ之ヲ選舉シ農商務大臣ノ認可ヲ受ク
ルコトヲ要ス

チ諸定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
經費ノ決算及業務成績ハ毎年少クトモ一回組
合員ニ公示シ農商務大臣ニ報告スヘシ
第十二條 同業組合及同業組合聯合會ハ其ノ事
務ニ關シ行政廳ニ建議スルコトヲ得又其ノ請
問アリタハトキハ答申スヘシ
第十三條 同業組合及同業組合聯合會ハ農商務

收入金總額	前年度繩越金 程費徵收金額	支 出 金 額	內 詳
一金百〇八圓拾錢也	一金拾壹圓九拾錢	一金九拾六圓貳拾錢	
支 出 之 部			
一金百零八圓拾錢也	一金拾壹圓貳拾貳錢	一金拾圓九拾八錢	
內 詳			
一金壹圓七拾九錢	雜 會 請 費	一金六拾圓也	
一金壹圓參拾錢	文 具 費	一金壹圓八拾壹錢	
一金貳拾貳圓八拾壹錢	印 刷 費	一金百零八圓六拾壹錢	
以 上	利 餘 金	收入金總額	
右之通り收支決算相成候也			
大正五年度純打部經費收支算			
收 入 之 部			
一金百零五圓八拾錢	部費徵收額	收入金總額	
支 出 之 部			
一金百零五圓八拾壹錢	前年度繩越金		
內 詳			

重要物産及密接ノ關係ヲ有スル營業ノ種類ハ農商務大臣ノ認定ニ依ル
第二條 同業組合ハ組合員協同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯正シ其ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス
第三條 同業組合ヲ設置セントスルトキハ豫メ区域ヲ定メ其ノ地區内ノ同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘン
但シ二種以上ノ營業者相集リ組合ヲ設置セントスルトキハ各種營業毎ニ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス
四條 同業組合設置ノ地域内ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ營ムモノハ其ノ組合ニ加入スヘン但シ營業上特別ノ情況ニ依リ農商務大臣ニ於テ加入ノ必要ナシト認ムルモノハ此ノ限リニアラス

但し必要あるときは組合員に非ざる者より之を選舉することを得
第九條 組長ハ其ノ同業組合又ハ同業組合聯合會ヲ統轄シ其ノ事務ヲ擔任ス
副組長ハ組長ノ事務ヲ補佐シ組長故障アルトキ之ヲ代理ス
評議員ハ組長ノ諮詢ニ應シ及業務施行ノ状況ヲ監査スルモノトス
副組長及評議員ハ定款ノ規定ニヨリ組長ノ擔任スル事務ノ一部ヲ分掌スルコトヲ得
組長副組長共ニ故障アルトキハ評議員之ヲ代理ス
第十條 同業組合及同業組合聯合會ハ各其ノ定款ニ於テ検査規定ヲ設ケ組合員ノ營業品ヲ検査スルコトヲ得
同業組合及同業組合聯合會ハ各其ノ定款ニ於テ違約者ニ圖スル規定ヲ設ケ違約者ニ對シ過怠金ヲ徵シ違約物品ヲ沒收スルコトヲ得
○第十條の二 前條第一項の検査を行ふ同業組合及同業組合聯合會に在りては検査員を置くべし

ムコトヲ得ス又其ノ貿易ニ對シテ確實ニ答申
スヘキモノトス

○第十三條 農商務大臣は同業組合又は同業組合聯合會に對し業務上行する報告を爲さしめ業務の執行又は財産の状況を調査し経費の豫算又は其の徵收法の變更を命じ其他監督上必要なる命令又は處分を爲すことを得

第十四條 農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ同業組合及同業組合聯合會ヲ設ケシムルコトヲ得

農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ同業組合ノ區域ノ範圍、營業ノ種類又ハ定款ノ變更ヲ命スルコトヲ得

○第十四條中 「又は定款の變更を命することを得」を「若是定款の變更を命じ又は同業組合聯合會への加入若是同業組合聯合會よりの脱退を命することを得」に改む

第十五條 同業組合若シクハ同業組合聯合會ノ決議又ハ其ノ役員ノ行爲ニシテ法律命令ニ違背シ又ハ公益ヲ害シ又ハ其ノ目的ニ違背シ又ハ監督官廳ノ命シタル事項ヲ執行セサヘントリハ農商務大臣ハ左ノ處分ヲナスコトヲ得

第十六條 同業組合者ハ同業組合聯合會解散ナサシムルトキハ組合員三分ノ二以上ノ同意ニヨリ其ノ事由ヲ具シ農商務大臣ニ認可ヲ受クヘン

第十七條 地方長官ハ其ノ管内ニ於ケル同業組合及同業組合聯合會ヲ監督シ必要アルトキハ意見ヲ具シ農商務大臣ニ認可ヲ得フヘシ

第十八條 農商務大臣ヘ同業組合及同業組合聯合會ニ關シ其ノ職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第十九條 第四條第十三條ノ規定ニ違背シタル者ハ貳圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

前項ノ過料ニ付テハ非営事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

○第十九條 第四條の趣旨に違背したる者は五百圓以上五百圓以下ヲ更科に處す

○第十九條の二 同業組合及同業組合聯合會の役員第十二條又は第十四條の規定に依る命令に違背したるときは五百圓以上五百圓以下の過料に處す

○第十九條の三 同業組合同業組合聯合會の役員検査員其の他事務に從事する者正當の理由なくして當該官吏又は役員の本法に依る職務の執行を拒み之レ抗辯ノ事之を忌避したるときは又は職務の執行の爲にする居間に對し答辯を爲さず若ハ虚偽の陳述を爲したるときは五百圓以上五百圓以下の過料に處す

○第十九條の四 事件手續法第二百六條乃至第二百八條の如き前二項の過料に之を準用ス

の役員又は検査員其の職務に關し賄賂を收受し又は之を要求若は約束したるときは二年以下の懲役に處す因て不正の行為をなし又は相當の行為を爲さるときは五年以下の懲役に處す

前項の場合に於て收受したる賄賂は之を沒收す若し其の全部又は一部は沒收すること能はざるときは其の價格を追徴す

第二十條の三 前條第一項に掲ぐる者に對し賄賂を交付提供又は約束したる者は二年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處す

前項の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を減輕又は免除することを得

○第二十條の四 第二十條に掲ぐる罪は刑法第三條の例に第二十條の二に掲ぐる罪は刑法第四條の例に從ふ

附 則

第廿一條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス重要輸出品同業組合法ハ之ヲ廢止ス

第廿二條 重要輸出品同業組合法ニヨリテ設立シタル組合及聯合會ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ本法ニヨリ設立シタルモノト看做ス

第二十三條 他ノ法律中重要輸出品同業組合法ヲ準用スベキモノト定メタル場合ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ本法ノ規定ヲ準用シ重要輸出品同業組合法中ノ規定ニ依ルベキモノト定メタル場合ニ付テハ之ニ相當スル本法ノ規定ヲ準用ス

○附 則

なるを以て染業者も染物注文者も相互に取引上に躊躇しつゝある有様なるを以て工況の實情も亦端睨すへからざる程のものなり於之高價なる染料を求めて小數の染注文に應し收支値はさる仕事をなすよりは寧ろ所有する染料を賣拂ふに如かすとの見地より之を實行せしものありしを機とし何れも此種の素人仲買者の數を増加したる結果染料は益々相場に狂ひを生するに至り尙之に伴ふ弊害として使用残りの染料に種々の混合物を配合し其量を増し詐欺的の行為をなすものも損失を蒙るに至る例證少なからず中には尤も甚だしきは「ロクード」として買ひ入れたるものか金屬に塗抹する「アスパルト」なる等の寧ろ滑稽を演しつゝある有様なるを組合は既に各警察署に申出し之れら素人染料屋の取締方を依頼し置きたれば遠からず之れ等の撻撃を見るなるへければ此際十分の注意をなさるに於ては不慮の難儀を見るべき事を注意す尚ほ目下染料相場の調査せしもの左の如し之れは何れも直接酸性或基性の三種中當組合員の尤も使用高の多き貢亦紫青黒の五種に就ての平均價格なり

愧ぢざる所なるか之れの徒弟として明治廿六年二月より雇ひ入れられたる美濃國養老郡下多度村堀田惣彌當時十二歳は本年一月に至る十三年間忠順にして能く家憲を守り一日として時間を空費することなく主家のために盡し尙ほ朋輩に對しても誠意を以て之れを導き各其本分に背かざる様常に模範を示し來り彌より修業年限を満了したるを以て雇主に於ても其功勢の少なからざるを認め之れに觸ゆるに現金壹千圓を貢與し別家せしむることゝせしも本人に於ては今後三年間は主家に通勤し其恩詎に觸ゆへく別家を貢せざるを以て貢金は相當の利潤法の下に保管し通勤中は俸給を與へて貯蓄せしむることゝしたりと現時主従の間柄は兎角輕薄に流れ徒弟の如き契約年限を満了するもの十中の八九にして中云ふべく特に組合數千人中の雇主として壹千圓の貢與金を贈るか如きは未だ見て聞知せざる事員にして組合員の之に觸みる處あらん事を望むものなり

五 贳 五
せり に左の通り
錢 錢 錢 錢 錢 錢 錢

第五章 役員ノ資格及權限並選舉	
第十條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク	一部 長 一 名
一 副 部 長 一 名	一 會 計 一 名
レターヘッド	但シ營業主ノ代理權ヲ有スル業務擔當者 ハ代理スルコトヲ得ヘ
一本部地區内ニ現住シ一ヶ年以上其業ニ從事 シタル營業者タルコト	一年齡二十五年以上ノ男子タルコト
第十二條 左ニ掲タルモノハ役員トナルコト ヲ得ス	一重要物產組合法ニ依リ處罰ヲ受ケタルモノ 一組合ニ於テ違約處分ヲ受ケ確定後一ヶ年ヲ 経過セサルモノ
第十三條 役員ノ權限ハ左ノ如シ	一公權ヲ剝奪セラレ又ハ停止中ノモノ 一其他法律上ノ處分ヲ受ケタルモノ
一部長ハ部ノ事務ヲ總理シ又部ヲ代表ス	一部長ハ部會及部員總會ヲ招集シ其議長トナ ルコト
一副部長ハ部長ヲ補佐シ部務ニ參與シ部長事 故アリトキハ其代理サナス	一會計ハ部經費ノ收支並ニ會計及用度ノ事務 ヲ掌理シ部ノ財產ヲ保管ス
一役員ノ選任ハ部員中ヨリ選舉ス役員ノ當選 ハ多數投票者ヲ以テ之ニ充フ投票同數ナル トキハ年長者ヲ同年齡ナルトキハ抽籤ヲ以 テ之ヲ決ス	一役員ノ任期ハ滿二ヶ年トス
一役員ノ辭職セントスルトキハ理由ヲ證明シ タル書類ヲ部ニ提出スヘシ部長ハ部會ニ陪 リ之レカ許否ヲ決ス	第十四條 役員ノ定數ニ缺員ヲ生シタルトキハ 直ニ補缺選舉ヲ行ヒ前任者ノ殘任期ヲ補充ス ルモノトス
第十五條 本章ノ規定ニヨル決議事項ハ部長ヨ リ監長ニ報告スルニアラキレハ實行スルヲ得	

部會ナ設置ス
一部會ハ部員五名毎ニ一名ノ割合ヲ以テ選出シタケ講員ヲ以テ組織ス
第十七條 部會ノ權限ハ左ノ如シ
一部ノ利害ニ關スル事項
一違約處分ニ關スル調査事項
一部會ノ經費收入豫算及賦課徵收法並ニ經費ノ決算財產目錄ノ認定
一組合組長部長ノ諮詢其他必要ト認ムル事項
第十八條 部會議員二分ノ一以上又ハ部員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ請求シタル事件ハ之ヲ部總會ニ付ス
第十九條 會議ノ招集ハ其時日目的場所ヲ記シ少ナクトモ三日以前ニ通知スヘシ但シ緊急事件アルトキハ十二時間迄ニ短縮スルコトヲ得
第二十條 會議ノ裁決ハ出席議員過半數ノ決議ニ依ル同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
第廿一條 染工賃最低價格標準ノ制定又ハ改訂及部規約ノ改正刪除ハ總會ニ於テ之ヲ決ス
第廿二條 會議ハ議事錄ヲ調製シ其決議事項又ハ選舉ノ順末並ニ出席者ノ氏名ヲ記錄シ議員二名以上之レニ署名シ保存スヘシ
第廿三條 部會議員ノ補缺ニ關シテハ役員ノ項ヲ準用ス
第廿四條 部長ハ毎年一月七月兩期ニ部總會ヲ開キ諸般ノ報告ヲナシ又ハ工況及統計ノ調査ヲナスヘシ
但シ緊急事件アリト認ムルトキハ臨時之ヲ開クコトヲ得
第廿五條 會議ニ缺席セントスルトキハ開會時刻前ニ缺席居チ部長ニ差出スコトヲ要ス
但シ臨時總會ノ場合欠席セントスルトキハ部員ニ委任シテ決議權ヲ行フコトヲ得
第八章 會計ニ關スル規程
第廿六條 會計ニ關スル規定ハ同業組合定款第八十五條乃至第九十六條ノ規定ヲ準用ス
第九章 違約者處分法
第廿七條 部員ニシテ左ニ掲ケタル行為アリタルモノハ貳拾圓以上貳百圓以下ノ違約金ヲ科ス
一委工質價易標準ニ違背シタルモノ
一該標準ニ付ス

一取引停止ノ者代金ヲ支拂ヒ又ハ之ト示談調
ヒタルトキ直ニ取消届チ爲サルモノ
一注文主ニ對シ不正ノ行爲アリタルモノ
一構盲詐欺其他不正ノ行爲チ以テ同業者ノ慣
用ヲ害シ又ハ他ノ營業者ノ注文主ヨリ新々
ニ注文ヲ受クルモノ
一同業者ノ發明創始ニ係ル營業上ノ標號ヲ許
諾ナクシテ使用シタルモノ
一他ノ同業者カ登記及公示ヲ受ケ儲使中ノ職
工又ハ徒弟ヲ儲使シタルモノ
一停止又ハ禁止ノ公示ヲ受ケ未タ解除セラレ
サル職工又ハ徒弟ヲ儲使シタルモノ
一部ニ加入スヘキ者ニ對シ其加入ヲ抑留シタ
ハ部員ヲ誘導シテ部ヲ脫退スルノ行動ヲナ
キシメタルモノ
第廿八條 部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アリ
ノハ五圓以上五拾圓以下ノ違約金ヲ科ス
一同業者ニシテ營業ノ種類ニ據リ其部ニ分担
セサルモノ
一正當ノ理由ナク役員及委員ノ命ヲ受ケタル
職員ノ調査事項ニ係ル臨檢ヲ拒ミタルモノ
一京都染物同業組合ノ証票ヲ携帶セサル職工
徒弟ト雇賃契約サナシタルモノ
一不正ノ行爲ナ以テ職工又ハ徒弟ノ登記ヲ受
ケ又ハ職工徒弟カ不正ノ行爲ナ以テ証票ヲ受
ケタル情ヲ知テ儲使シタルモノ
一雇賃期限中ノ職工ニ正當ノ理由ナク相當
日給ヲ與ヘサルモノ
一職工徒弟ヲ理由ナクシテ教養セサルモノ
一就業中疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ被リタル職工
及ヒ徒弟ニ對シ理由ナク治療ヲナセシメ
ルモノ
一登記要件ノ變更ヲ生シタルトキ其變更登記
ヲ請ケタルモノ
一業務上ノ異動ニ關スル届出ヲナセルモノ
一正當ノ理由ナク部長ノ召喚ニ應セサルモノ
一職工及徒弟ヲ儲使シ登記ヲ請ケサルモノ又
之ヲ解約シ登記取消サナセルモノ
一登記要件ノ變更ヲ生シタルトキ其變更登記
ヲ請ケタルモノ

日五廿月四年五月正大

桂弟競技會獎賞授與式ヲ舉行セレニ當日卓ナ、
來賓ハ三田村京都府局、富田市助業課長、商工
會議所藤井吉記、金子染織學校長、各新聞社員
組合重役等ナリ本日ハ正副組長事故アリ欠席さ
付西田理事會長ニ代テ開會ノ辭ヲ陳ヘ金子審査
長ノ審査報告、富田課長ヨリ授賞、藤井會頭代
理賞金授與アリ三田村京都府局ノ告辭演説、市
長告辭、會頭告辭ノ代議、受賞者總代久保田久
太ノ桂弟伊勢屋一ハ答辭ヲ述ヘ午前十一時三十
分閉會セリ而シテ出品ハ陳列所ニ於テ正午ヨリ
二日間當業者ノ鑑覽ヲ許ス

吾ガ校模擬演習部ハ本日ヲトシ第九回徒弟第
技會褒賞授與式ヲ舉グラレ貴賓諸氏ノ臨場
悉フシ我等此席末ニ列_{スル}チ得クルハ光榮
リト殊ニ商業會諸所ハ賞金ヲ賜ハリ又來賓
諸氏ハ懸賞金ナル告詞ヲ賜フ示來益々奮勵今
ノ光榮ニシテヒンコトヲ督ヒ一言以テ告詞ト
大正五年四月十五日

吉田梅次郎全	高橋 梅太郎
吉田梅次郎全	吉川 久吉
同 人全	中村 久吉
時柳退造全	松井 源三
板倉木三郎全	藤村 木次郎
吉田梅次郎全	萩 龍一郎
外三十三名	
○徒弟夜學開始	當組合員の職工徒弟教養の 目的を以て久しき以前より夜學校を開き普通教 育の普及を圖り來りたるが今年も四月より開始 の豫定なりしも教室の都合上延期と相成りたる も来る五月一日より組合事務所の樓上樓下を教 室に當て毎日午後七時半より九時半迄二時間症

金拾貳圓零五錢六分
金四圓也
計
收支差引殘金五圓貳拾五錢
右之通ニ御座候也
大正五年一月
紹布友田區部長 長澤 忠七
○糸綿色染部決算 同上 大正四年度の部經費
收支決算は左の通り報告せり
一金貳百四拾九圓九拾八錢
收入總額
内 譯
金壹百九拾參圓〇八錢 等級割
金參拾六圓九拾錢 戶數割
金貳 拾 圓 組合補助金

セツル斯業上寄與スル効果決シテ甚カラザル
ノニナラス同テ重ヌルニ從ヒ漸次良好ノ成績
ナ見ヘニ至レルハ匈ニ喜フヘキナリ顧フニ世
運ノ進歩ハ日一日新ニシテ百般工藝ノ改善ヲ
促スコト甚ク切ニ作業者ノ研鑽ニ待フ所殊ニ
大ナルモノアリ希ハクハ諸子今後益々發揚精
其技ヲ攻ノ忠實其業ニ從ヒ以テ斯業ノ發展ニ
資セシコドナ期スベシ是レ諸子カ主家ニ對ス
ル義務ニシテ又其身ヲ立フル所以ノ途ナリ諸
子夫レ之ヲ勉メリ

演崎竹次郎
矢野長次郎
小堀留三郎
片山芳之助
高谷英吉
澤田新次郎
石田ウメ
高木利太郎
塚田清吉
池藤幸三郎
山口近太郎
有太郎
久保田久吉全
久保田久吉全
安藤新二郎全
堀部貞吉全
堀部貞吉全
芝竹次郎全
藤村藤七全
堀部貞吉全
藤村木次郎全
堀部貞吉全
同人全
石津藤三郎全
藤村藤七役弟

授業する等ゆへ組合員は其徒弟職工にして就學せんと欲するもの隨時申込まるへし年齢及從前の學歴の有無に拘はらず至急申込まるへし經費は總て組合の負担なれば通學生は何らの費用も要せざるものなり

京都染物同業組合紋模様糊置部ハ徒弟競技會
ヲ催レ優秀者ニ褒賞ヲ授與シ其ノ回ヲ重ヌル
茲ニ九年ヲ逐フテ益々其ノ成績ヲ見ヘキモ
ノアルハ斯業發展上洵ニ慶賀ニ堪ヘサル所ナ
リ然レトモ現時各地ニ於ケル染色事業ノ勃興
ト共ニ曾テ獨占的事業トシテ屬目セラレフ、
アリシ我京染ノ領域ヲ壓迫セントスルノ現象
アルハ我當業者ノ深ク留意セサルヘカラサル
所ナリ幸ニシテ本組合ハ夙ニ各種ノ部門ヲ設
ケ徒弟ヲ養成シ益々斯術ノ完成ヲ努メラル、
ハ尙ニ多トスヘキナリト雖モ徒弟諸氏ハ更ニ
斯業現下ノ趨勢ニ因ヒ益々奮闘努力セラレソ
コトヲ式ニ臨ミ所成ナ取ヘテ告辭トス

中原重之助	森	中原作次
田村清次郎	田村	清次郎
片岡喜代松	片岡	喜代松
吉味武志	吉味	武志
猪之助	猪之助	
大林新之助	大林	新之助
木成吉	木	成吉
木末次郎	木	末次郎
八谷末次郎	八谷	末次郎
荻野シヲ	荻野	シヲ
山村正太郎全	山村	正太郎全
辻村爲次郎全	辻村	爲次郎全
引原利七全	引原	利七全
吉岡徳次郎全	吉岡	徳次郎全
遠藤久次郎全	遠藤	久次郎全
平岡甚三郎徒弟	平岡	甚三郎徒弟
模様部	模様	部
外三十八名	外	三十八名
狀	狀	
石津藤三郎全	石津	藤三郎全
同人全	同	人全
袴	袴	
壹貳	壹	貳
貳等	貳	等
田村松之助全	田村	松之助全
袋	袋	

鶴川水元場取締費收支決算報告
收 入 / 部
一金百參拾九圓九拾錢也 收入總額
内 譯
金壹百〇六圓九拾錢
使用者七十九名ヨリ五ヶ月半分ノ收入
金貳拾七圓五拾錢
金五圓五拾錢
友仙區ヨリ五ヶ月半分補助收入
衿區ヨリ五ヶ月半分補助收入
一金壹百參拾四圓六拾壹錢 總支出額
支 出 / 部
一金壹百拾圓也

其贈行に勉め來りしが獨々同業者小林家四郎か
東洞院三條上る市田商店より様注文を受けたる
は規約違反なり即ち其理由は申合規約第九條に
相出入者は徳義を重んじ取引方法を一定するな
め其關係者は協同一致し乍取引先へ交渉し工賃
標準の承認を求むへしこもに基き相出入者は
同氏と誘ひ交渉を開治せんこせしも同氏は同行
せざりしのみならず其店も未だ確たる取引を行
せし事なく僅かの試験的注文を受けたるものなるにも
拘はらず其後多數の注文を受けたり又新たに注
文を受くるものと否とに論なく得意先の直上け
承認書を求め部へ提出すへき筈なるに之をなさ
れりし依て部員會は之に對し違約金八拾圓と
科するを相當とするの決議をなし其處分執行法

處分申請に対する判定書

被申請人 小林家四郎 棲物部員

一小林家四郎カ棲物工賃最低價格標準實行申合規約ヲ遵守セシテ斯ニ市内商店ト取引ヲ開始シタルハ同規約ノ違反行爲ナルヲ以テ之レカ處分法ヲ棲物部長ヨリ申請セラレタリ依テ之ヲ審理セシム

一小林家四郎カ市内商店ト新規取引ヲ開始シタリト云フコトハ其以前ヨリ市内商店ト僅少ナリト雖モ取引セシキ事實アルヲ以テ今ヤ新規取引ヲ開始セシモノト認ムルヲ得ス
從來取引關係アハ母ニ先ニ對シテハ直上ケ

行爲ながらしむる様言書を徵し處分せざる事
へせり

督書

友仙區工賃改正ニ當リ輕勿ナル言行ヲ發シタ
ルタメ同業者中へ還影響ヲ與ヘタル趣キニテ
役員會ハ之カタノ數度集合セラレ處分法ヲ協
議相成候結果將來斯カル言語ヲ慎ミ再ヒセ
ルコノ御注意ヲ蒙リ候ハ實ニ感謝ノ至リニ候
將來ハ部員ト協同一致ノ態度ヲ採リ規約ヲ道
守致シ候ト同時ニ役員會ノ勞ヲ多謝致候云々

友仙部員 安田 敦太郎

張物吟出張工賃標準 張物部中の吟出張工賃標準は近來機物の製造方法の變更せられし實情

純白となるも絲は然らずして淡褐色を帶び之を純白に漂白するに當り學理に不合理の方法にて漂白を施せしを以て其經糸の纖維を侵害して脆弱とならしめ年々の損失高莫大なるものあり當所に於て學理に基き漂白試験を施行せし結果生地を損傷することなく純白に漂白するを得たり茲に其成績を發表して當業者の参考に供す

のみ拘泥せず品質本位のものを製造することを希望して止まざるなり然らされば適當なる精練を施すこと困難なるのみならず亦漂白工程に於ても故障掛なからず

承認書ヲ受ケナガラ之ヲ忘却シタリトテ翔
日後ニ部ニ提出セシハ不都合ナリ特ニ該部
ノ役員ノ一員ニシテ常ニ部ノ権機ニ參與シ
部員ヲ脅迫シテ之規約ヲ遵守セシムヘキ重
職ニアリナカニ反テ自己ノ義務ヲ怠慢ニ附
スルカ如キハ誠にアハ行爲ト認ムルヲ得サ
ルモノナリ

枝附下タ張工賃標準	
一六丈モノ一疋	糸目百目以下 金拾五錢
一同	糸目百目以上 金拾參錢
一尺 三 類	一 切 金拾五錢
但シ八丈モノ三割増ノフ	

り之に吉村製栓抜印石鹼少量を溶解し暫時煮沸して液面に浮遊する石鹼滓を拘ひ去りたる後精積縮緑の重量に對し吉村製栓抜印石鹼一〇%及重炭酸曹達二%を溶解したる沸騰液中に縮緑を浸漬し煮沸すること二時間にして取り出し次に少量の結晶炭酸曹達を溶解したる温湯にて洗滌しシボ立てと同時に半精鍊をなし更に第二回精鍊として同石鹼二〇%及重炭酸曹達二%を使用し煮沸すること六時間にして引き上げ前同様に少量の結晶炭酸曹達を溶解したる温湯にて洗滌し終に温湯及水にて順次て先條す而して坊賣會

而して其溶解液酸性を呈する場合には比較的安定なるを以て硫酸の量を方程式に示す量よりも稍多く使用するを可とす某地にありては初め過酸化曹達を水に溶解し次に硫酸を添加して過酸化水素液を製するも之れ順序を戻れるものにして有效酸素を徒らに空氣中に逸散せしむること多くして頗る不經濟なるか故に特に注意を要す以上のことより過酸化水素の分

行市合規約ニ違反シテノニアラスト雖モ苟
モ身役員ノ一員ニアリナカニ部員間ニ斯カル
長政ヲ生セシメアル方如キ行爲ハ不都合ニ付
キ將來ヲ嚴戒ス

○紡績縮緬漂白試験

織の種類に應して多少精練時間を伸縮するの要あり本試験に使用せし紡績生綿は幅一尺二寸六分長五丈一尺五寸其重量平均二百六十匁にして精練工程後に於る縮緬の重量は二百十八匁なり即ち其練減率は一六・一五%なり紡績縮緬は價格低廉にして外觀良好なるものを造らんか爲

珪酸曹達少量を加へて弱アルカリ性となすを要
又珪酸曹達の代りにアムモニア若しくは炭酸
曹達の如きアルカリ性のものを使用したるに其
成績稍劣れり是れ珪酸曹達は過酸化水素液中に
ヨリイダルの状態にて溶解しあるかため其漂白

九冊百第 《新亞報》月報

承認書ヲ受ケナカニ之ヲ忘却シタリトテ別日後ニ部ニ提出セシハ不都合ナリ特ニ該部ノ役員ノ一員ニシテ當ニ部ノ権機ニ參與シ部員ヲ督促シテ該規約ヲ遵守セシムヘキ重職ニアリナカラ民テ自己ノ義務ヲ怠慢ニ附スルカ如キハ誠にアハ行爲ト認ムルヲ得サルモノナリ

右ノ理由ニ據リ本定スルコト左ノ如シ
被申請人小林家四郎ハ林物部工賃最低價格實行申合規約ニ違反シシマノニアラスト雖モ苟モ身役員ノ一員ニアリナカラ部員間ニ斯カル疑惑ヲ生セシメアレハ如き行爲ハ不都合ニ付キ將來ヲ嚴戒ス

大正五年四月三日

京都染物同業組合組長

右に對し部役員會は現行の規定は不當に就き更に組合評議員會の判定を求め來りたり依て近日評議員會を開き之れか否否を議すへき筈なり○友仙部違反事項　同部員安田數太郎は友仙部の工賃標準一円五角十銅二條第五條の條文を無視し同業者間の取引方法を無視し屢々他の妨害となるべき行爲をなせる事實ありて之れが反省を促すも毫も改むる所なく来る規約の破壊と認むものゝ如き且つある事にて不都合の行為ニ

二日總會を開き協議する處よりしか結局左の通り確定し各得意先に對し承認を求めつゝあり
紋附下^タ張工質標準
一六丈モノ一疋 系目百目以下 金拾五錢
一同 系目百目以上 金拾參錢
一尺 三類 一切 金拾五錢
但シ八丈モノ三割増ノフ
右標準ハ大正五年五月一日ヨリ大正味實行仕
候
○筋積縫継漂白試驗
現今本邦に於る筋積縫継の主產地は京都府及岐阜縣にして其用途は友禪諸地、兵兒帶、袖口、腰地等に消費せられ一ヶ年の產額は最近の統計によれば京都府六百六十餘萬圓、岐阜縣五十餘萬圓合計七百十餘萬圓を算するに至れり而して筋積縫継は單に精練を施したものは其色相淡褐色を帶び一般の用途に適せざるか故に漂白工程を施行して使用せり然るに其漂白工程の際地質を損傷し若くは所要の純白を得ること困難にして從來之が漂白法に就て當業者の苦心する所なり殊に色染工程後地質を著しく損傷することありて其責任、漂白業者に歸すべきや將た色染業者に歸すべきや當所に之が解決を乞ふもの専

に於て溶融に浴する石鹼膏を拂ひ去らるる後重炭酸曹達二%を溶解したる沸騰液中に縮緼を浸漬し煮沸すること二時間にして取り出し次に少量の結晶炭酸曹達を溶解したる温湯にて洗滌しシボ立てと同時に半精練をなし更に第二回精練として同石鹼二〇%及重炭酸曹達二%を使用し煮沸すること六時間にして引き上げ前同様に少量の結晶炭酸曹達を溶解したる温湯にて洗滌し終に温湯及水にて順次に洗滌す而して紡績縮緼の種類に應して多少精練時間を伸縮するの要あり本試験に使用せし紡績生縮緼は幅一尺二寸六分長五丈一尺五寸其重量平均二百六十匁にして精練工程後に於る縮緼の重量は二百十八匁なり即ち其種減率は一六・一五%なり紡績縮緼は價格低廉にして外觀良好なるものを造らんか爲め比較的價格低廉なる経糸を努めて節約し経糸には不機銹なる太くして且燃強き紡績経糸を使用する傾向あるを以て之を精練するに當り経糸は短時間に容易に精練せらるゝに拘はらず絆糸は長時間煮沸するに非されば其目的を達する不能はす若し絆糸を適當に精練するため長時間操作するときは絆糸は疊り過ぎる結果となり幾分纏糸を刷毛ならしむる虞れあり依て其工程は

$$Na_2O_2 + H_2SO_4 \rightleftharpoons Na_2SO_4 + H_2O_2$$

市田商店との取引關係の實情如何に答へて曰く該店とは大正四年一月の二十疋を始めとし僅少ながら註付文を受け居れど然れども斯く見本的註文より受けざる小取引なるを以て餘り同店に重きを置かざりし特に當時自分は相出入者多きため各方面へ訪はれたるが故に自分の重要な得意先へ回はる必要上而田商店へは同行せざるものなり云々

（此より之を擴するに市田商店名義は紙面
達名の中央にありて後より書き加へたるもの
のにあらずと認定し得る）

然らば承認書を受取り居り乍ら部の定めたる期
日に後れたるは如何との間に對し自分は店員へ
提出すべく命ぜ置きたるを以て既に提出せしも
のと思ひ居たるも部よりの懶慢に依り始めて其
未提出なる事を知り市田商店の分のみにあらず
各得意先に對する大部分を取經め提出したるもの
にて此件に對しては認罪するの外なし云々と
報告し而に於て違反と認むる旨子は又之れにあ
るものと信すれば能く審議を避けられんことを
望むと宣言せり於是評議員出席者棚橋文作、福
井繁次郎、八木伊三郎、東才次郎、水井政次郎、五
十嵐忠次郎、清水藤三郎、森井喜式郎、井澤英之
助副組長金山彦兵衛各氏は慎重審議の結果京都
染物同業組合組長石田喜兵衛氏が執行せる小林
家四郎外一件に係る處分手續は不當にあらずと
認むるの決議をなしたり

をなした

© KYOZOMICKAI

◆宇都友仙區第九回競技會 去る十二日友
區半衿及流行色染競技會を開催せしに出品點
二百五十點にして審査長を金子染織學校長に
審査員を細田合名會社、岡本仙助氏、大橋幸七
荒川益次郎氏、高崎源三郎氏に嘱託し審査の
果左の通授賞し十三日午前六時より午後五時
組合陳列所に出陳し當業者一般の観覽に供し
り

授賞者	壹等賞	貰全貳等賞	貰全貳等賞	貰全貳等賞	貰全貳等賞	貰全貳等賞	貰全貳等賞
◆工場法の實施	以 上	大久保信次郎	磯邊利一	大久保信次郎	横江彌太郎	平井包太郎	大久保信次郎
		中西安次郎	岡田鶴次郎	加地藤次郎	大久保信次郎	北高木喜三郎	川清吉郎

◆工場法の實驗

仙數結た。工場主は取扱工場法規定の趣旨、得し施行の際遺算なきを期すること緊要なるし工場法の規定の主要なる點は一幼年工及女の保護二職工の扶助三工場設備の改善等なる幼年工及女工保護の要點は(イ)就業の制限危又は衛生上有害なる事を爲さしめざる事(ロ)業時間の制限長時間並深夜の労働を爲さしめることにあり就業並就業時間の制限に關する定は十五歳未滿の幼年工及女工のみに限るものにして十五歳以上の男工には關係なし元來幼工及女工は身心共に弱く其體力不相應の労働爲し健體を害して病者となり注意周到を欠く爲負傷して不具者となるの機會多し而して婦女並幼者の病者又は不具者となることは單に本人の不幸なるのみならず將來勞力不足の原因となり延いては國家の生產力を減少す是れ工場法が幼年工並女工の保護に特に重を置く所以にして何れの國の工場法も此種の職工を保護せざるものなし

金職工扶助規定 職工扶助の規定の主要なる點は(イ)療養費の負擔並休業手當の支給 職工が業務の爲負傷し又は疾病に罹りたるときは工業主は其の療養に必要な費用を負擔し且つ休業を必要とする場合には休業手當を給すること(ロ)遺族扶助料の支給 職工が業務の爲め死亡した時は其の遺族に一定の扶助金を與ふることにして此の規程は職工の年齢及男女の別なく總ての職工に及ぶものとす職工は平素蓄財の餘裕なきもの多きが故に負傷疾病の場合療養の費用に乏しく遂に不治の病者又は不具者となり又職工死亡した時は其の遺族の糊口に窮するが如き悲惨なる者少からず此の如きは稱り職工併に其の遺族の不幸のみに非らず國家の損失なり是れ工業主をして扶助の義務を負はしめたる所以なり

企工場設備の改善 工場設備の改善に関する規定の要點は(イ)工場の設備は職工の健康を害し又は危害を生ずるの虞れなきものたること(ロ)工場の設備は一般公衆に迷惑を及ぼさざるものなることにして工業主が自己の利益の爲に一般公衆に迷惑を及ぼすの不可なることは言を俟たず又工業主が工場の設備を整へ職工が業務の爲り負傷し疾病に罹る又は死する事無きことを

は至極便宜なり者し認定し得て交渉済の設置などは
交渉をなし承認書を得て交渉済の設置などは
も敢て不可なるべし要は只相出入者が何々
割々の協定工賃を以て種注文に應せざる様改
正工賃の實行を期し得れは部は其目的を達し
たるものと認むるを正當とする

然れども承認書提出期日を五月十五日限り
通知を受けながら六月廿三日に至り提出せ
は理由の如何を問はず不都合にして部の整理
の上に於ても差支を生せしめたる其の罪ある
は勿論なり然れども之れらに對し違約金を科
するの條項なきを以て調減處分に處したるは
尤も其當を得たるものにして特に小林家四郎
より今後斯かる疑惑を生すべき行爲をなさむ
る事に注意し尚規約規程の實行を督ひたる請
け書を提出せしめ居れば少しも間然する所無
しと認びと云ふに決せり

西川商店に關する件は取消手續をなすなれば
其以前に於て部役員へ打合せをなし然る後互
之を實行すべしと云ふものゝ如きも組長か處
分實行するに當り其度毎に照會するか如きは
爲すべき等のものにあらず處分實行後其結果
を部長へ報告し部長又之れを部員へ通知すれば
は足りり既に部長は其手續を終了せしものゝ
へ本作は完結せしものにて部役員會を無視し
として處分せんとせし要點は小林家四郎は取
引停止中の注文主より注文を受けたりと云ふ
にあるも部は部員に對し取引停止の通知を發
したる者にあらされは申合規約第十四條ニ注
文主ニシテ當部ノ制定セヘ工賃標準ニ依ル請
求ニ應セサルモノ或ハ不當ノ歩引難引ヲ強ニ
ルモノアルトキハ直ニ部長ニ届出フヘシ部長
ハ其事件ノ解決スル迄一般部員へ取引停止ノ
通知ヲナスモノトス

但取引停止通知書ハ各自店頭へ貼附シ置き
解停通知アラハ速ニ撤回スヘシ

第十五條 取引停止ノ通知ヲ受ケタルトキハ
如何ナル理由アルモ株注文ヲ受クルヲ得
右の事項に適合せるものにあらされは違約金を
せんとするは不當なるに之れか實行以前にド

取消申請書
先キニ下京區新樂町通東洞院東入西川商店ト
相出入者タハ小林家四郎氏ニ對シ規約違反ト
シテ取調方ヲ申請致候ヘトモ熟考仕候ヘバ西
川商店ノ捺注文ヲ受クルモノハ單ニ私共兩人
ノ外無之候ノミナラス小林氏ニ違反行爲アリ
トスルモ他ニ惡影響ヲ及ホスヘキ程ノモノハ
滿チ欠キ反テ斯業ノ改良進歩ヲ阻害スル惡結果ニ外ナラスシテ察ヨ如斯ハ將來双方間ノ關
提携シテ業務ニ精闢スルコトノ得策ナルテ信
シ申候依テ三月十二日提出スル本件ニ關スル
申請ハ取消相成度申請候也
右の如く肝心の當事者より取消しの申込をなし
たる以上は部員間の團滿を圖る上に於ても之を
容れ其手續をなしたるは當然のことニ屬すと午
後八時許議員會を開會せり
◆形影部徒弟競技會　本月一日午前十一時當
組合形影部第六回徒弟競技會褒賞授與式を舉行
せしに當日の來賓は京都府香川商工課長、三田
村府局、市勘業課長富田且詮氏、金子染織學校長
藤井商業會議所書記、各新聞記者其他組合役員
等なり石田組長式辭を述へ金子審査長の審査報
告あり市長代理富田勘業課長の授賞、商業會議
所の賞金授與あり香川商工課長の告詞演説、中
長及び商業會議所會頭の告詞あり受賞者越代社
長松豊次郎の答辭朗讀あり十一時三十分閉會し翌
二日は午前八時より午後五時迄當業者一般へ陳
列品の縦覽を許したるに參觀者多衆來場盛況を
示したり
　　金子審査長ノ審査報告
形影部第六回徒弟競技會ヲ開催スルニ出品品
數二百五十點ニシテ其成績稍佳良ナリト確
優秀ノモノノ掛ナキナ憾ム今之カ精確審査ヲ凌
ケ擬賞スルコト左ノ如シ

江都縣志

京都染物同業組合ハ茲ニ形態部第六回徒弟競
技會ヲ開催シ本日其褒賞授與式ヲ舉行セラル
其出品多數ニシテ回ヲ重タルニ從ヒ漸次進歩
ノ處勞アルハ寛ニ若フヘキナリ顧フニ世運ノ
進歩ハ日ニ月ニ新アリテ百般ノ工藝其改善
發達ヲ促スコト甚シナリ希タハ諸子將來一層
奮勵益其手腕ノ鍛錬ニ努ムルト共ニ品性ノ修
養ナ息ラス以テ斯第メ進歩ニ貢献スル所アフ
ンコトナ

大正五年五月一日

京都市長從四位 法學博士 井上南
商業會議所會頭 同上

京都染物同業組合ハ第六回形態部徒弟競技會
ヲ開催シ本日ヲトシ褒賞授與式ヲ舉行セラル
誠ニ慶賀ニ堪ヘム凡ソ產業ノ發達ヲ計
ルニハ分業的技術ノ進歩ヲ獎勵シ之レカ調和
ニ努メタル可ラス本組合ハ夙ニ此點ニ留意シ
各部ニ付キ年々徒弟ノ技會ヲ開催シ外へ學
識經驗家ノ批評ヲ藉ヒ内ハ専門ノ技師ヲ招聘
シ以テ之レカ指揮ニ努メ染色製品ノ精緻ヲ促
シ其功績ノ大ニ見テイモノアルハ吾人ノ感
嘆措ノ能ハサル四ナリ

本競技會ノ目的タク形態技術ノ如キ一ノ補助
的行為ニ過ぎサムガシト雖モ而モ染色工程
ノ基礎ヲナスモノ云フヘン之レカ巧拙ハ製
品ニ多大ノ影響ヲ及ホハモノタルヤ吾人ノ多
言ナ要セサムナリ

庶幾ハ徒弟吉子與茶益々之レガ研究ニ努メ染
色工業發展ニ資セラレントコトヲ式ニ臨ミ一言
ナ叙シ以テ告辭ニ代フ

大正五年五月一日

京都市商業會議所會頭 濱岡 光哲

受賞者代答解

當組合形態部ハ本日ノ以テ第六回徒弟競技會
褒賞授與式ヲ舉行セラル生等幸ニ其選ニ當リ
列席スルヲ得タルハ實ニ光榮ナリ特ニ來賓各
閣下ハ告詞ヲ商業會議所ハ賞金ヲ賜ハリ以テ
將來ノ奮勵ヲ助メラル光榮更ニ大ナリト雖モ
責任又重シ希クハ今後宜シク之ヲ心ニ銘シ其
大成ヲ期シ以テ今日ノ榮ニ膺ヨルアランコト
ナ一言答謝ヲ送フ

京都染物同業組合ハ茲ニ形態部第六回徒弟競
技會ヲ開催シ本日其褒賞授與式ヲ舉行セラル
其出品多數ニシテ回ヲ重タルニ從ヒ漸次進歩
ノ處勞アルハ寛ニ若フヘキナリ顧フニ世運ノ
進歩ハ日ニ月ニ新アリテ百般ノ工藝其改善
發達ヲ促スコト甚シナリ希タハ諸子將來一層
奮勵益其手腕ノ鍛錬ニ努ムルト共ニ品性ノ修
養ナ息ラス以テ斯第メ進歩ニ貢献スル所アフ
ンコトナ

大正五年五月一日

京都市長從四位 法學博士 井上南
商業會議所會頭 同上

京都染物同業組合ハ第六回形態部徒弟競技會
ヲ開催シ本日ヲトシ褒賞授與式ヲ舉行セラル
誠ニ慶賀ニ堪ヘム凡ソ產業ノ發達ヲ計
ルニハ分業的技術ノ進歩ヲ獎勵シ之レカ調和
ニ努メタル可ラス本組合ハ夙ニ此點ニ留意シ
各部ニ付キ年々徒弟ノ技會ヲ開催シ外へ學
識經驗家ノ批評ヲ藉ヒ内ハ専門ノ技師ヲ招聘
シ以テ之レカ指揮ニ努メ染色製品ノ精緻ヲ促
シ其功績ノ大ニ見テイモノアルハ吾人ノ感
嘆措ノ能ハサル四ナリ

本競技會ノ目的タク形態技術ノ如キ一ノ補助
的行為ニ過ぎサムガシト雖モ而モ染色工程
ノ基礎ヲナスモノ云フヘン之レカ巧拙ハ製
品ニ多大ノ影響ヲ及ホハモノタルヤ吾人ノ多
言ナ要セサムナリ

庶幾ハ徒弟吉子與茶益々之レガ研究ニ努メ染
色工業發展ニ資セラレントコトヲ式ニ臨ミ一言
ナ叙シ以テ告辭ニ代フ

大正五年五月一日

京都市商業會議所會頭 濱岡 光哲

受賞者代答解

當組合形態部ハ本日ノ以テ第六回徒弟競技會
褒賞授與式ヲ舉行セラル生等幸ニ其選ニ當リ
列席スルヲ得タルハ實ニ光榮ナリ特ニ來賓各
閣下ハ告詞ヲ商業會議所ハ賞金ヲ賜ハリ以テ
將來ノ奮勵ヲ助メラル光榮更ニ大ナリト雖モ
責任又重シ希クハ今後宜シク之ヲ心ニ銘シ其
大成ヲ期シ以テ今日ノ榮ニ膺ヨルアランコト
ナ一言答謝ヲ送フ

治廿九年の、上記に仍り前來毎月雙弟の出品を促
がし審査の結果之を頒出し毎年一回褒賞授與式
上舉くること廿二年、因と重ねるもの二百
回に當り茲に記念のため六月一日第二百回記念
獎品共達貞襄賞與式を舉げたり當日來賓又

新編歌舞物同對組合
八百田喜兵衛
三上吉太郎
四鳥清
安積榮吉

公示

京都染組會月報

1

公示

公少第十二

大清五年六月廿五日

續石田喜兵

平林集卷之四

下冊
卷之三

同人全集

卷之六

五歲八九年的夏八示試解屋的手稿

大正五年六月廿五日

Y
石田喜久

鮑子集卷之三

卷之三

金匱要略

西水母月集第の二

明治三十一年

卷之三

(イ)常時十五人以上の職工を使用する工場
常時こか職工こかの意味に付疑ひあるか又は
其の他の事由により適用を受くるものなるや
否やに付疑ひあるときは府県知事より適用の
有無を告知すべきに付豫め届出で置くこと菓
子、焰火、炮煙の製造等特殊の業務のみを營む
工場に付ては三十人以上にあらざれば工場法
を適用せず

(ロ)劇毒物、發火性、引火性のものを販賣ひ又は
著しく塵芥を飛散するが如き危険又は衛生上
有害なる仕事を爲す工場にして常時五人以
上の職工を使用するもの

二、十二歳未満の幼年工を使用すべからざるこ
と但し左の場合には十歳以上のものを使用する
も差支なきこと

(イ)本年六月一日に滿十歳以上となるものを從
前より引續ち使用する場合

(ロ)府県知事の許可を得て菓子煙草燐寸の函詰
包装等特殊の經易なる仕事を爲さしむる場合
三、十五歳未満の者及女工には運轉中の機械の
監視等の事務する部分の注目、易燃物を取扱うる

要するに工場法の目的は職工が其業務の爲めに身體健康を傷害し又は死亡するが如きことは出でる限り之を豫防し若し不幸にして業務の爲め健康を障害し又は死亡したる時は工場主をして本人又は其の遺族を扶助せしめ一面に於ては職工及其遺族を保護し職工をして安^シて其の業務に從事せしむると共に他の一面に於ては身體健康にして熟練なる職工の供給を營^ムにし工業の實なる發達を爲さしむることを期するにあり工場法は單に職工保護のみを目的とし工業主の利害を顧慮せざるものとなすは正當にあらず工業主が充く此の趣旨を會得し時世の要求に應じて衷心此の法律を遵守し其の義侠心に訴へて職工を労はることと自己の赤子を見るが如くにして我國の特徴たる主從相親むの美風を發揮するに努ひること肝要なり

本邦の工芸

場所に於て仕事を爲さしめざること
四、十五歳未満の者には劇毒性、爆發性及引火性の物を取扱ふ仕事又は塵芥粉末の飛散し有る瓦斯を發散する等衛生上有害なる場所に於て仕事を爲さしめざること

（一）就業時間と休日　五、十五歳未満の者及女工の就業時間は次の通りとすること

（イ）就業時間は一日に十二時間を超むざること
此の十二時間中には他の工場に於ける就業時間をも通算すること（ロ）午後十時より午前四時による迄の間は於て就業せしめざること但し左の場合は此限りにあらざること

（1）魚介、果實の醸詰、新聞紙の印刷等一時に仕事を爲し又は夜間の仕事が必要とする特別の事由ある仕事を爲さしむる時（2）職工を二組以上に分ち晝夜交代に仕事をなさしむる時

斯の禁散する所若しくは多量の高熱物を取扱ふ

のセ云ふ徒弟取扱ひは職工と同様なることを要す唯府縣知事の許可を得たるときは
(イ)十二歳未滿の幼年者に仕事をなさしめたり
は(ロ)三、及四の規定に拘はらず危險又は衛生上有害なる仕事を爲さしむることを得
九、病者及產婦に仕事をなさしめざること
精神病者及傳染性の病者に仕事をなさしめ又は其後一定の期間を経ざるものに仕事を爲さしめるこ
十、工場及其設備の改善 工場及其附屬の設備
が危害を生し又は衛生風紀其の他公益を害する虞あると認めたる時は府縣知事は必要なる命令をなし場合に依ては其使用を停止する事ある事
▲職工の扶助規定 十一、職工の扶助、職工扶助の規定は職工の男女別並に年齢等に關係なく總ての職工に及ぶものなり而して其要點は

にて普通の職工よりも長き期間の契約を爲す。

二歳未満の徒弟に仕事をなさしめ又は十五歳未満の徒弟に危険又は有害なる仕事を爲さしめるとする時(ロ)四月一月(ハ)工場管理人を置かずとする時(ニ)季節により忙なる事業に於て就業時間を一時間延長せしむる時(ハ)届出事項(1)工場法の適用を受くる工場及適用を受くるや否やに付疑ひあるものは其旨(2)本年六月一日に満十歳以上となるものにして十二歳未満のものを引續き使用せんとする(3)扶助規則(4)賃金其の他の給與の支給方法(5)職工の就業時間休憩時間及公日に關すること(6)積立会信認金其の他の職工に貯蓄を爲さしむる時は其相則(7)職工の制裁又は待遇に關する規則ある時は其の規則十五、職工に知らし事(イ)就業時間、就業時

も
當り必要なものを擧ぐれば(イ)許可事項、土

今伊三郎外九十六名

記念賞受領者

河田浅次郎

福井利一

安井賛太郎

上田光正

木澤實信

今井次一

西浦富造

浦瀬政治郎

鈴井靈術

西田清

木澤實信

本田忠夫

鈴井靈術

○重要物産同業組合法施行規則 同法の改正
法律は既に去る二月の月報紙上に掲載する處より
之に對する細則及施行期日は勅令第一二三號を以て
重要物産同業組合法中改正法

律施行期日

(大正五年五月四日勅令第一二三號)

大正五年法律第十五號ハ大正五年七月一日ヨリ
之ヲ施行ス

重要物産同業組合法施行規則

(大正五年五月二十四日農務省令第八號)

第一條 同業組合ノ名稱中ニハ同業組合ナル文
字ヲ用ウヘレ同業組合ニ非サルモノハ其名稱中ニ同業組合
ナル文字ヲ用ウヘコトヲ得ス第二條 組合ノ地區ハ一郡市以上一府縣以下ノ
區域ニ依リ之ヲ定ムハシ但シ併シ特別ノ事情アル
場合ハ此限リニ在フス第三條 組合ヲ設置セムトヨリトキハ五名以上
ノ營業者發起人ト爲リ組合地區ヲ管轄スル地
方長官ニ依起ノ總務課長及出席者
前項ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル
書面ヲ添付スヘシ第一組合ノ地區
組合ノ目的及業務ノ概要第五組合ノ事項
組合員ノ平日及職務員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第六組合員數
組合員及檢査員ノ資格、選任、解任
及給與ニ關スル規定ノ定メ地方長官ノ認可ヲ
受ケハシ其之變更セムトヨリトキハ同様第七組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第八組合員數
組合員及檢査員ノ資格、選任、解任
及給與ニ關スル規定ノ定メ地方長官ノ認可ヲ
受ケハシ其之變更セムトヨリトキハ同様第九組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第十組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第十一組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第十二組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第十三組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第十四組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第十五組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第十六組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第十七組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第十八組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第十九組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第二十組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第二十一組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第二十二組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第二十三組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第二十四組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第二十五組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第二十六組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第二十七組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第二十八組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第二十九組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ第三十組合員數
組合員及檢査員選任ノ認可申
請書ニハ履歴書ヲ添付スヘシ

第五條 第二項第七條第八條第十九條第一項
二十條及第二十二條第二項第三項規定ハ前
項總會ニ之ヲ準用ス

六 組合設置ノ同意ヲ求ムヘシ

四條 發起ノ認可アリタルトキハ發起人ハ組
合員ヲヘキ者ニ前條第二項ニ掲タル事項ヲ
通知シ組合設置ノ同意ヲ求ムヘシ五條 法定ノ同意者アリタルトキハ發起人ハ
組合員ヲ作リ總會ナク創立總會ヲ招集スヘシ

六 業務執行ニ關スル規定

七 組合員ノ加入及設退ニ關スル規定

八 組合員ノ代議員定數ノ半數以
上同意アルニ非サレハ之ヲ議定スルコトナ
ルヘキ者ニ通知シ且チ之ヲ公告スヘシ

九 業務執行ニ關スル規定

十 會議ニ關スル規定

十一 會計ニ關スル規定

十二 地區及組合員ノ營業ノ種類

十三 主ツ事務所及從タル事務所ノ所在地

十四 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

十五 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

十六 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

十七 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

十八 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

十九 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

二十 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

二十一 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

二十二 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

二十三 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

二十四 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

二十五 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

二十六 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

二十七 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

二十八 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

二十九 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

三十 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

三十一 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

三十二 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

三十三 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

三十四 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

三十五 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

三十六 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

三十七 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

三十八 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

三十九 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

四十 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

四十一 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

四十二 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

四十三 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

四十四 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

四十五 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

四十六 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

四十七 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

四十八 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

第五條第二項第七條第八條第十九條第一項
二十條及第二十二條第二項第三項規定ハ前
項總會ニ於テ組長一週間内ニ組合會招集
ノ手續ナ爲ヤヘタルトキハ請求者ハ地方長官ノ
同意ノ會議ノ目的ヲ明示シ事項、日時及場所ヲ示
シテ定数ノ定ム方法ニ依リ其通知ヲ發スヘ
シ

前項ノ場合ニ於テ組長一週間内ニ組合會招集
ノ手續ナ爲ヤヘタルトキハ請求者ハ地方長官ノ
同意ノ會議ノ目的ヲ明示シ事項、日時及場所ヲ示
シテ定数ノ定ム方法ニ依リ其通知ヲ發スヘ
シ

前項ノ期間ハ定基ス

規定ナ以テ之ヲ伸縮スル

コトナ得

前項ノ期間ハ出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトナ得

同一事項ニ付招集ス

ハ第二回以後ノ組合會

ニ於テ代議員定三分ノ一以上出席スルトキ

ハ會議ヲ開クコトナ得

過半數ナ以テ之ヲ付招集ス

同一事項ニ付招集ス

上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトナ得

同一事項ニ付招集ス